

福井県建設工事等競争入札参加資格再審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）10(2)の規定に基づき、福井県競争入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）の再度の競争入札参加資格審査（以下「再審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の会社をいう。
- (2) 合併 会社法第2条第27号に規定する吸収合併および同条第28号に規定する新設合併をいう。
- (3) 分割 会社法第2条第29号に規定する吸収分割および同条第30号に規定する新設分割をいう。
- (4) 事業の譲渡等 会社法第7章の規定による事業の譲渡等をいう。
- (5) 合併等当事者 2以上の個人により会社が設立される前の個人、合併がなされる前の会社、分割がなされる前の会社および事業の譲渡等がなされる前の個人または会社をいう。

(再審査を申請することができる者)

第3条 再審査を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 2以上の個人により新たに会社が新設された場合における新設会社（以下「新設会社」という。）
 - (2) 合併により新たに会社が新設された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）または合併（建設工事に係る有資格者を含む。）により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）
 - (3) 建設工事に係る有資格者でない者が建設工事に係る有資格者の建設業に係る事業の全部または一部を譲り受けたことにより、当該事業を譲渡した者（以下「承継譲渡者」という。）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を譲り受けた者（以下「承継譲受者」という。）
 - (4) 建設工事に係る有資格者が他の者から事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した者（以下「譲渡者」という。）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を譲り受けた者（以下「譲受者」という。）
 - (5) 経常建設共同企業体（福井県建設工事等競争入札参加資格審査事務処理要領（平成元年3月1日制定。以下「資格審査要領」という。）第4条第3項第1号に掲げる要件に適合するものに限る。）または協業組合で、経営基盤強化の評価に係る事務処理要領第6条の規定による認定を受けた者（以下「認定企業体等」という。）
 - (6) 建設業新分野進出支援補助金実施要領第12条の規定による新分野進出支援補助金の交付決定を受けた者（経常建設共同企業体にあつては、その構成員のいずれかが当該交付決定を受けた者）（以下「新分野進出者」という。）
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）および民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）
 - (8) その他知事が適当と認める者
- 2 前項第1号から第6号までの規定による再審査は、県内に主たる営業所（建設業法（昭和24

年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の営業所のうち同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。) を有する者に限り、申請することができるものとする。

(再審査の対象となる入札参加資格の範囲等)

第 4 条 再審査の対象となる入札参加資格の範囲は、別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(再審査申請の方法)

第 5 条 再審査を受けようとする者(以下「再審査申請者」という。)は、競争入札参加資格再審査申請書(別記様式第 1 号)に、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて、主たる営業所の所在地を所管する土木事務所の長に正本 1 部および副本 1 部を提出しなければならない。

- 2 承継譲受者または譲受者が事業の一部を譲り受けたことにより再審査の申請をする場合には、当該再審査の申請と同時に、承継譲渡者または譲渡者(建設工事に係る有資格者である場合に限る。)は、再審査の申請をしなければならない。

(再審査申請に係る資格審査)

第 6 条 再審査の申請があったときは、この要領に別段の定めがある場合を除くほか、福井県建設工事等競争入札参加資格審査事務処理要領(平成元年 3 月 1 日制定。以下「資格審査要領」という。)に定めるところにより、総合点数を算定し、資格を決定するものとする。

- 2 資格審査要領に定める共通項目点数の審査基準日は、次の各号に掲げる再審査申請者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) 合併者等 会社を設立した日、合併をした日または事業を譲り受けた日
 - (2) 承継譲渡者および譲渡者 事業を譲り渡した日
 - (3) 再建途上者 更生手続開始の決定を受けた日または再生手続開始の決定を受けた日
 - (4) 認定企業体等および新分野進出者 認定を受けた日または交付決定を受けた日
- 3 資格審査要領に定める特別項目点数については、審査基準日を前項各号に定める日として、資格審査要領で定めるとおり算定する。

(再審査の効果および審査結果の通知等)

第 7 条 前条の規定により入札参加資格を決定したときは、再審査後の入札参加資格について、競争入札参加資格決定通知書(別記様式第 2 号)により、再審査申請者に通知するものとする。

- 2 再審査後の入札参加資格の有効期間は、土木部長が指定する日(次項において「再審査資格適用開始日」という。)から次の基準年度の入札参加資格審査に基づき入札参加資格者名簿の作成がなされる日の前日までとする。
- 3 再審査申請者が再審査の申請をする前に有していた資格は、再審査資格適用開始日以後は無効とする。

(合併等による再審査を受けた者に係る入札参加資格の特例)

第 8 条 主たる営業所を所管する土木事務所が同一である 2 以上の有資格者が合併したことを理由として再審査による資格の決定をされた者は、前条第 3 項の規定にかかわらず、再審査によって決定された等級および合併の前に有していた等級のいずれの資格をも有するものとする。

- 2 主たる営業所を所管する土木事務所が異なる 2 以上の有資格者が合併した場合で、合併新設会社の従たる営業所を合併前の主たる営業所を所管する土木事務所の管内に置くときは、当該従たる営業所を入札参加資格要件における当該合併前の主たる営業所を所管する土木事務所

管内の主たる営業所とみなして、合併前に有していた等級により入札に参加することができるものとする。

- 3 前2項に規定する入札参加資格の特例の有効期間は、再審査による資格の決定を受けた時点における競争入札参加資格者名簿および次回の競争入札参加資格者名簿の有効期間とする。

(再審査の取消し)

第9条 第7条第1項の規定による再審査後の資格の決定の通を受けた者が、当該通知を受けた後に建設業に係る事業の全部もしくは一部を譲渡したとき、会社分割をしたときまたは新分野進出支援補助金に係る補助対象事業を中止もしくは廃止したときは、再審査後の資格を取り消す。この場合においては、第7条第3項の規定にかかわらず、改めて当該再審査の申請をする前に有していた資格を認定するものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月5日から施行する。

附 則 (平成23年 月 日)

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	再審査の対象となる入札参加資格の範囲
新設会社	会社の設立により営業を廃止する有資格者が、会社設立時点で入札参加資格を有する業種の範囲内
合併新設会社	合併により消滅する有資格者が、合併時点で入札参加資格を有する業種の範囲内
合併存続会社	合併により消滅する有資格者および合併存続会社が、合併時点で入札参加資格を有する業種の範囲内
承継譲受者	承継譲渡者が営業譲渡の時点で入札参加資格を有する業種のうち、承継譲受者が営業を譲り受けた業種の範囲内
譲受者	譲渡者が営業譲渡の時点で入札参加資格を有する業種のうち、譲受者が営業を譲り受けた業種および譲受者が営業譲受の時点で入札参加資格を有する業種の範囲内
承継譲渡者または譲渡者	営業譲渡の時点で入札参加資格を有する業種の全て（営業を譲渡した業種を除く。）
認定企業体等	経常建設共同企業体または協業組合の構成員が、認定を受けた時点で入札参加資格を有する業種の全て
新分野進出者	交付決定を受けた時点で入札参加資格を有する業種の全て
更生手続開始決定者	更生手続開始の決定を受けた時点で入札参加資格を有する業種の全て
再生手続開始決定者	再生手続開始の決定を受けた時点で入札参加資格を有する業種の全て

別表第2 (第5条関係)

区分	添付書類
(1) 合併者等、 承継譲渡者 および譲渡者	<p>ア 株主総会議事録または創立総会議事録写し</p> <p>イ 合併契約書または事業譲渡（譲受）契約書の写し</p> <p>ウ 公正取引委員会発行の受理書（大規模合併等の場合に限る。以下同じ。）</p> <p>エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>オ とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調べ（告示に定める様式第3号）（とび・土工・コンクリート工事に係る資格審査を申請する場合に限る。）</p> <p>カ 営業用機械器具調べ（告示に定める様式第4号）</p> <p>キ 常勤技術者等調べ（告示に定める様式第5号）</p> <p>ク 会社にあつては登記事項証明書、個人にあつては市町村長の発行する身元証明書</p> <p>ケ 県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税の納税証明書</p> <p>コ 建設業退職金共済制度に加入していること等を証する書類</p> <p>サ 電気工事業を開始した旨の届出書の写し（電気工事に係る資格の再審査を申請する場合に限る。）</p> <p>シ 直近の4事業年度内に1件7千万円以上の建築一式の元請工事を施工した実績を証する書類（建築一式工事に係る資格の再審査を申請する場合に限る。）</p> <p>ス 公共工事の施工に関して、労働安全衛生表彰または優良工事表彰を受けたことを証する書類（該当がある場合に限る。）</p> <p>セ ISO9001およびISO14001またはエコアクション21の登録証の写し（該当がある場合に限る。）</p> <p>ソ 一般事業主行動計画策定（変更）届出書または基準適合一般事業主認定書の写し（該当がある場合に限る。）</p> <p>タ 障害者雇用報奨金の支給を受けていることを証する書類（該当がある場合に限る。）</p> <p>チ 消防団協力事業所表示証を取得したことを証する書類（該当がある場合に限る。）</p> <p>ツ その他知事が必要と認める書類</p>
(2) 認定 企業 体等	<p>ア 経営基盤に対するの評価適用決定通知書の写し</p> <p>イ 当該認定共同企業体等の構成員に係る(1)のエからツまでに掲げる書類</p>
(3) 新分野 進出 者	<p>ア 新分野進出支援補助金交付決定通知書の写し</p> <p>イ (1)のエからツまでに掲げる書類</p>
(4) 再建 途上 者	<p>ア 更生または再生手続開始決定書の写し</p> <p>イ (1)のエからツまでに掲げる書類</p>

入札参加資格再審査申請書

福井県知事

殿

申請者 所在地
商号
または名称
代表者氏名

⑨

〔 担当者氏名
電話番号 〕

福井県建設工事等競争入札参加資格再審査要領第 5 条の規定に基づき、再度の競争入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請の理由	1 会社法の規定による会社の設立 2 会社法の規定による合併 3 会社法の規定による分割 4 会社法の規定による事業の譲渡等 5 経営基盤強化の評価を受けた経常建設共同企業体の結成 6 新分野進出支援補助金の交付決定 7 会社更生法の規定による更生手続開始の決定 8 民事再生法の規定による更生手続開始の決定 9 その他 ()
入札参加資格を有する業種	
再度の審査を受けようとする業種	

(注)

- 「申請の理由」の欄については、該当する番号を○で囲んでください。「9 その他」とする場合は、具体的に申請の理由を記載してください。
- 「再度の審査を受けようとする業種」の欄については、入札参加資格を有する業種の範囲内で記入してください。ただし、承継譲渡会社、譲渡会社および再建途上者については、入札参加資格を有する業種の全てを記入する必要があります。

競争入札参加資格決定通知書

所在地
商号
または名称
代表者氏名
様

福井県土木部長

年 月 日付けで申請のあった入札参加資格に係る再審査をした結果、貴殿の資格を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 資格の内容

業種	共通項目点数	特別項目点数	総合点	等級

2 この資格の有効期限

年 月 日から 年度の競争入札参加資格者名簿が作成される日の前日までとする。

3 申請前の有する資格の取扱い

申請前に有する競争入札参加資格については、年 月 日以降は無効とする。

(注)

- 等級について、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、造園工事以外の業種については、格付け基準に達しているものに○印で表示してあります。
- 格付け基準に達せず、入札参加資格がないとしたものは*で表示してあります。